

日本高野連発第 13-0033 号
平成 25 年 7 月 3 日

都道府県高等学校野球連盟 会長殿
都道府県高等学校野球連盟
理事長、専務理事、代表理事殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 奥 島 孝 康

指導者の暴力行為に対する審判委員の対応について

平素から高校野球発展に種々ご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、皆様もご承知の通り、昨年 12 月に大阪・桜宮高校バスケットボール部で、大変痛ましい事件が発生しました。

これを受けて、各加盟校では体罰に関して過去に遡り調査が行われ、野球部指導においても指導者の暴力行為が発覚し、当連盟にも多数の報告が寄せられました。

当連盟は、これまで長年にわたり一切の暴力を排除するべく、訴えてきましたが、今回報告があった件数の多さを見ても、誠に残念であり、未来の高校野球を憂慮し、由々しき事態だと言わざるを得ません。

事件の内容を見ますと、これまでは指導者が部員に対して、生活指導中に暴力行為に及んでいるケースが多くを占めていましたが、本年度の内容は練習、練習試合中に部員が技術的なミスをした事を指導する際に暴力行為に及んでいるケースが非常に目立ちます。

そのような中、当連盟に「審判委員が指導者の暴力行為を目撃した場合の対応」について問い合わせがありました。

日本学生野球憲章では第 8 条に、審判員は同憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指すと明確に記載されております。審判委員の方々が、これまでも長きにわたり高校野球の目指す“野球を通じて次代を担う立派な若者を育成する”という目標の一端を担って頂いているのは言うまでもありません。

万が一でも、審判委員の方が、練習試合中などで指導者の暴力行為を目撃された場合は、指導者に対し然るべきご指導をいただき、暴力事象について校長及び所属高等学校野球連盟へ報告するよう、併せてご指導いただければ幸甚です。

部活動での暴力行為について、これまで以上に厳しい視線が注がれる中、今こそ全国の加盟校指導者、審判委員、各都道府県高校野球連盟役員が一体となり、高校野球から一切の暴力を排除するべく、協力することが不可欠です。

都道府県高等学校野球連盟の皆様におかれましては、本通達の主旨をご理解いただき、所属審判委員の皆様へご伝達の程、よろしくお願い申し上げます。

以 上